

(別紙様式1)

## 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 滋賀県  
農業委員会名： 日野町農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	1,112	農業就業者数	1,034	認定農業者	70
自給的農家数	202	女性	475	基本構想水準到達者	2
販売農家数	910	40代以下	29	認定新規就農者	2
主業農家数	52	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	16
準主業農家数	197			集落営農経営	24
副業的農家数	661			特定農業団体	5
				集落営農組織	19

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,800	189	—	—	1,980
経営耕地面積	1,604	62	22	11	1,666
遊休農地面積	16	11	—	—	27
農地台帳面積	—	—	—	—	2,509

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	15	15			
認定農業者	—	8			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	3			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	20	20	7

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,980	807.76ha	40.80%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少しているため、「人・農地プラン」の策定等により各地域における担い手の育成・確保が必要である。 基盤整備済みの農地については、比較的利用集積に結びつきやすいが、その他の農地については、担い手への利用集積が難しい。また、相続未登記農地や町外在住農地も増加し、利用集積が困難となってきている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	830ha	(うち新規集積面積	22 ha)
	目標設定の考え方:「人・農地プラン」の策定等を通じて、地域における担い手の確保と併せ、農地の利用集積を進めていく必要があり、昨年度と同じ目標とする。			
活動計画	地域での離農者の受け皿について「人・農地プラン」の策定等を通じて話し合いを進めていく。(5月～随時) 法律上効力が生じていない貸借を有効な貸借に結びつけるための戸別訪問等(10月～) 農地台帳の整備に関する調査において、利用集積の周知啓発を進めていく。(8月) 農業委員会だよりを通じて、利用集積の啓発を進めていく。(随時)			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	平成28年度新規参入者数	平成29年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	3経営体	3経営体	1経営体
	平成28年度新規参入者が取得した農地面積	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積
	1.8ha	1.7ha	0.2ha
課 題	新規に農業へ参入する場合、地域との調和を図る必要があり、営農技術の習得をはじめ農地や資金の確保が難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 平成31年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	地域での離農者の受け皿について「人・農地プラン」の策定等を通じて話し合いを進めていく。なお、新規就農により農地の権利取得を希望される方に対して、十分な相談活動を実施していく。(随時) 農業委員会だよりを通じて、新規参入の啓発を進めていく。(随時)		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,980ha	27ha	1.36%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害により耕作放棄され遊休農地となる可能性のある農地が増加傾向にある。遊休農地の解消に向け、所有者等への指導とともに、「人・農地プラン」の策定等により各地域における担い手の育成・確保が必要である。 基盤整備済みの農地については、比較的利用集積に結びつきやすいが、その他の農地については、担い手への利用集積が難しい。また、相続未登記農地や町外在住農地も増加し、利用集積が困難となってきた。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 平成31年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1ha		
	目標設定の考え方:地域の担い手等が特産品や獣害を受けにくい農産物の作付けにより解消される遊休農地面積を設定。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	140 人	7月～10月	10月～11月
	調査方法	農地所有者に対し、農家台帳申告書を作成し、農地の利用状況等の記載を依頼。 担当農地利用最適化推進委員と担当農業委員による現地調査。調査により遊休化している農地の状況を確認し、写真と地図により記録。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月～12月	1月～2月	
その他	農地所有者に対し、農家台帳申告書を作成し、農地の利用状況等の記載を依頼。 担当農地利用最適化推進委員と担当農業委員による現地調査。調査により遊休化している農地の状況を確認し、写真と地図により記録。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,980	0.2ha
課 題	適正な用途使用および農地への原状回復の是正指導を継続しているが、違反転用者には是正意思がみられない。 違反転用の早期発見や発生防止に努めるとともに、早期是正指導を行う。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 平成31年度の活動計画

活動計画	違反転用の解消のため、違反転用者へ是正指導を行う。(随時) 広報誌を活用し、農業者等に違反転用防止啓発を行う。(随時) 農地転用違反防止パトロールを実施する。(毎月)
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入